

## 会長挨拶

公益財団法人滋賀県消防協会

会長 植田和生



この度、令和2年5月12日付けを持ちまして、当協会会長に再任されました。もとより、浅学非才な者ではございますが、協会はもとより本県消防界のさらなる発展のために微力ではございますが、精一杯取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続き皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

当協会は、昭和23年1月20日に財団法人として設立認可受けて以来、65年にわたり消防団員及び消防職員の活動の支援を行う団体として活動してきましたが、公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日付けで「公益財団法人滋賀県消防協会」として新たな一步を踏み出したところであります。

さて、当協会は公益事業として消防関係殉職者等慰靈式典、滋賀県消防操法訓練大会、消防大会の他、各種広報・普及啓発事業及び研修事業等を実施し、消防職・団員の資質の向上や地域防災力の向上等に取り組んでおります。また、その他事業として消防職・団員の福利厚生事業を行い、安心して消防活動に取り組める体制の確保にも努めています。

消防団員は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という郷土愛護と奉仕の精神のもとに、地域防災の要として、昼夜を問わず、火災や風水害等の災害現場に駆けつけ、救援・救護活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。

現在、県内には19の消防団があり、約9,000人の消防団員が活動しておりますが、他府県と同様、団員数の減少や高齢化に加え、会社勤めの団員が増加、昼間の災害対応能力を始め地域防災力の低下などが心配されており、団員の確保など地域防災力の強化を図っていく必要があります。住民の皆様には、これまで以上に消防団等へのご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年12月には「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団が地域防災力の中核として欠くことの出来ない存在であることが明記されました。これを契機として、地域の安全・安心を守るため、消防団員の確保に努めると共に、地域で信頼され期待される消防団となるため、一層の資質の向上や次世代消防団員の育成さらには地域防災意識の普及啓発に取り組んでいく必要があると考えております。

今後とも、滋賀県消防界のさらなる発展のため、より精強な組織づくりに努め、地域住民の皆様の期待と信頼に応え、災害の防止と被害の軽減に努めていく所存であります。

皆様のご理解、ご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。